

警戒区域等医療施設再開支援事業の概要

令和7年度PR版

目的 東日本大震災及び原子力災害に伴い休止等を余儀なくされた警戒区域等の医療機関の再開及び運営等を支援することで、避難住民等が安心して帰還できる医療提供体制を確保することを目的とする。

○補助内容

補助事業者	補助の要件	支援内容	補助率
Ⅰ 警戒区域等（※1）の病院、医科診療所、歯科診療所及び薬局	警戒区域等で再開等する場合	① 施設、設備の整備等への支援	4／5以内
		② 運営への支援	10/10以内
Ⅱ 市町村（警戒区域等に限る）及び医療関係団体又は地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等	1. 警戒区域等で医療機関を開設又は管理運営する場合	① 施設、設備の整備等への支援	4／5以内
		② 運営への支援	10/10以内
	仮設診療所を運営する場合(※2)	② 運営への支援	10/10以内
Ⅲ 地域に必要な医療等を確保するために機能強化を行う警戒区域等の医療機関等	警戒区域等にある医療機関等で、地域の実情に応じて機能を強化するために、施設及び設備を整備する場合	① 施設、設備の整備等への支援	4／5以内
Ⅳ 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等	バスの送迎等、高齢者等への医療を提供する場合	① 車両整備等への支援(※3)	1／2以内
		② 運営への支援(※3)	1／2以内
Ⅴ 地域医療に貢献する取組を行う医療機関等	1. 在宅医療等を提供するための取組を行う場合	② 運営への支援(※3)	10/10以内
	2. 健康増進等に関する取組を行う場合	② 運営への支援(※3)	10/10以内

※1 警戒区域等とは、原子力災害対策特別措置法による指示又は公示のあった平成24年3月31日時点の警戒区域及び計画的避難区域をいう。ただし、双葉郡町村は全域とする。

※2 原則として警戒区域等で開設した仮設診療所を対象とする。ただし、二本松市内の仮設津島診療所は対象とする。

※3 上限額あり。

○補助対象経費

支援内容	補助対象経費	注意点
① 施設、設備の整備等への支援	再開・開設のための施設整備に必要な費用のうち、医療行為に直接必要となる工事請負費、その他再開・開設のために必要な費用のうち医療行為に直接必要となる旅費、需用費（修繕料のみ）、役務費（通信運搬費等）、委託料及び備品購入費等	土地やその造成、工作物や宿舍等の整備は補助対象外 また、補助事業者Ⅲについては、旅費や役務費は対象外
② 運営への支援	運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等（人件費及び報償費については補助上限あり）	借入償還金等は補助対象外 診療収入等を控除するなど、補助基準額の上限あり

※その他、詳細については、「福島県地域医療復興事業補助金交付要綱」及び「警戒区域等医療施設再開支援事業実施要領」をご確認ください。

●お問い合わせ先 福島県保健福祉部地域医療課（担当：鈴木・菅野）
◇電話：024-521-8672 ◇FAX：024-521-7926 ◇E-MAIL：iryou_hojokin@pref.fukushima.lg.jp